

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・『平成 29 年度保育関係予算、制度等に向けた要望』提出 …………… 1
- ・子ども・子育て支援新制度における「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」が一部改正される～認定こども園特別支援教育・保育経費について、自治体独自助成との併給が可能に～ …………… 2
- ・建築基準法施行令等の一部改正により、保育所等の保育室を 4 階以上に設置する場合の階段室の防災設備等の取扱いが変更される …………… 2
- ・平成 28 年熊本地震の被災市町村に所在する施設への給付ならびに利用者負担等の取扱いについて、事務連絡が発出される …………… 2

『平成 29 年度保育関係予算、制度等に向けた要望』提出

6 月 15 日、全国保育協議会・全国私立保育園連盟・日本保育協会で構成する保育三団体協議会は、『平成 29 年度保育関係予算、制度等に向けた要望』を、厚生労働省ならびに内閣府へ提出しました。

※要望の全文は、別添資料 1 をご参照ください。



(写真右から：朝川保育課長、万田康会長、森田昌伸副会長)

これに先立つ 6 月 10 日、保育三団体協議会代表者会議（第 2 回）、実務者会議（第 2 回）を開催し、子ども・子育て会議に関する各団体の意見交換や、新制度施行後の課題についての情報共有と改善に向けた活動方法や、平成 29 年度保育関係予算、制度等に向けた要望書の協議を行いました。

子ども・子育て支援新制度における 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」が一部改正される ～認定こども園特別支援教育・保育経費について、自治体独自助成との併給が可能に～

認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するため、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」の実施について、平成 27 年 7 月に通知がされています。

当該通知では、「認定こども園特別支援教育・保育経費」として、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業が位置付けられています。

今般、平成 28 年 6 月 3 日付でその一部改正がなされ、これまで事業要綱に記されていた「認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であっても、各都道府県からの独自助成等を受けている場合は、本事業の対象としないこと。」の文言が削除され、自治体からの補助との関係性が整理されました。

※詳細は、別添資料 2 をご参照ください。

建築基準法施行令等の一部改正により、保育所等の保育室を 4 階以上に設置する場合の階段室の防災設備等の取扱いが変更される

平成 28 年 6 月 1 日、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知『建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う法令上の所要の整理について(通知)』が発出されました。

これにともない、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 23 年厚生省令第 63 号)等における、防災設備の取扱いが変更されました。

※詳細は、別添資料 3 をご参照ください。

平成 28 年熊本地震の被災市町村に所在する施設への給付ならびに 利用者負担等の取扱いについて、事務連絡が発出される

平成 28 年熊本地震による、教育・保育給付や利用者負担等の取扱いについて、事務連絡「平成 28 年熊本地震に係る「子どものための教育・保育給付」等の取扱いについて(周知)」が、平成 28 年 6 月 6 日に発出されました。

施設が被災していたり、在籍児童が通所等できない状態であったりする際の特例として、「各月初日の利用子ども数」に応じて公定価格を算定し、施設型給付を支給することや、避難者が避難先市町村において教育・保育施設等を利用する際の利用者負担の取扱いについて示されています。

なお、詳細については、追って実施要綱等で示される予定です。

事務連絡の全文は、下枠内をご参照ください。

各都道府県、指定都市、中核市

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成 28 年熊本地震に係る「子どものための教育・保育給付」等の取扱いについて（周知）

平成 28 年熊本地震による被災者・被災施設等に係る「子どものための教育・保育給付」等の取扱いについて、下記のとおり周知しますので、各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いします。

なお、詳細については、追って実施要綱等でお示しする予定ですので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 被災市町村に所在する特定教育・保育施設等に係る取扱いについて

平成 28 年熊本地震について、災害救助法が適用された市町村（以下「被災市町村」という。）において、①教育・保育の提供が困難となった特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）、又は②教育・保育の提供を行っているものの、被災・避難により在籍はしているが通所等ができない状態にある子どもが存在する特定教育・保育施設等に関しては、法人又は施設と職員との雇用契約が継続しており、法人又は施設の職員の職務として、仮設の教育・保育施設等での教育・保育、他の教育・保育施設等への派遣等、何らかの教育・保育等に係る業務に従事している場合には、特例として、「各月初日の利用子ども数※」に応じて公定価格を算定し、施設型給付を支給すること。

※「各月初日の利用子ども数」とは、各月初日の在籍子ども数を指す。

被災市町村は、個々の実情に応じて、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 214 号）第 24 条等に基づく利用者負担の免除を適切に行っていただきたいこと。

2. 被災市町村からの避難者が避難先市町村において利用する教育・保育施設等に係る取扱いについて

被災市町村の居住者で、被災により避難した者等（以下「避難者等」という。）が、これまで利用していた特定教育・保育施設等に在籍したまま、一時的に別の教育・保育施設等（以下「避難先施設等」という。）を利用する場合、当該避難先施設等の利用については、「一時預かり事業」の枠組を活用して、各避難者等について通常の特設教育・保育等の提供があった場合と同額の財政支援を行うこととし、「一時預かり事業」に係る実施要件・交付基準額について特例を設けること（公定価格相当額を利用開始時に遡って支援する予定）。

なお、避難先施設等においては、避難者等から利用者負担は徴収しないこと。

3. 留意事項

上記 1. 及び 2. の取扱いにあたっては、避難者等が避難元市町村により支給認定を受けた状態を継続していることが前提となること、避難先市町村が新たに支給認定を行った場合、避難元市町村における支給認定が取り消され、上記の取扱いが適用できなくなるので、ご留意の上、市町村間で適切に調整を図っていただきたいこと（仮に、避難先市町村で既に支給認定を受けているような場合は、遡及して取り消すなどの対応をご検討いただきたい）。